

「江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例」案について議決しないことを求める陳情

受理番号 第 149 号

受理年月日 平成 25 年 3 月 11 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）によれば、教育委員会の所管に属する学校の廃止に関する事務は、教育委員会が管理し、執行することになっています。ある幼稚園を廃止する方針を決定するのは、独立した行政庁である教育委員会の権限事項です。

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例（以下改正条例と表記）の議案の立案請求が江戸川区教育委員会（以下教育委員会と表記）で議決されたのは、平成 24 年 12 月 25 日の定例会においてでした。この議案についての審議と議決は秘密会でなされました。

現在は公開されているその秘密会の経過を普通に読めば、教育委員会は改正条例の立案請求を議決していますが、廃園方針については審議も議決もしておりません。

第 58 号議案議決謄本に付随する総務部長宛の「議案の立案請求について」という文書には、「3 改正理由 平成 26 年 3 月 31 日付で鹿本幼稚園を廃止するため」となっています。仮に、この「議案の立案請求について」が議決内容の一部であるとしても、そこに表記されている改正理由をもって、教育委員会が廃園を議決したといえるでしょうか。

「鹿本幼稚園を廃止するため」という一文は、改正理由として提示されているのです。廃園方針は、立案請求についての審議議決の「前提」として扱われているのであって、審議議決の「対象」としては扱われていないのです。実際に、同秘密会でなされた改正条例の立案請求の審議議決では、廃園方針はその前提として扱われています。

教育推進課長は、改正内容の説明に続けて「鹿本幼稚園の閉園に伴う条例改正でございまして、平成 26 年 4 月 1 日の施行ということになります。鹿本幼稚園に関しましては、平成 25 年度末に閉園し、発達障害児のための施設に移行するという方針を、昨年秋以降、区と教育委員会で保護者や地元、議会等に説明をしてきたところです。」と発言しています。

明らかに、廃園方針が存在していることは既成事実とされており、同秘密会で廃園方針を議決しているわけではありません。しかし、同課長の上記発言にあるような廃園方針は、同秘密会より前に教育委員会で決定されたことはありません。

教育委員会は、平成 24 年 8 月 13 日付の「教育委員会が鹿本幼稚園の閉園を決  
(裏面に続く)

定したことを示す文書」の開示請求に対しては、同月27日付で「本日現在、閉園の決定はされていない。よって請求された文書は不存在。」と通知していました。

平成24年9月18日付の「教育長が、鹿本幼稚園を廃止する方針を設定する根拠を示す文書」の開示請求に対しては、同月24日付で「幼稚園を廃止する方針は、地教法第26条第2項第3号の規定により、教育長が設定することができない事務である。よって請求された文書は不存在。」と通知していました。

平成24年9月18日付の「江戸川区教育委員会が鹿本幼稚園を廃止する方針を決定したことを示す文書」の開示請求に対しては、同月24日付で「教育委員会が鹿本幼稚園を廃止する方針を決定したことを示す文書はないため、請求された文書は不存在。」と通知していました。

つまり教育委員会は、同秘密会までには、鹿本幼稚園を廃止する方針を議決していないし、そのことを明確に認めていたのです。秘密会という区民の目が届かない、区民がすぐに反対意見を出せない状況を作り、そうした上で、区民に説明してきたこととは違うことを前提にして審議決定しているのです。教育委員会は、区民に対して信義と誠実を考慮して業務を行っているといえるのでしょうか。

同秘密会で、教育推進課長は「ここで正式な廃止の手続きを進めていきたい」といっていますが、教育委員会による廃園方針の議決がないままで、区議会だけで廃園を正式に決定するわけにはいかないはずです。また、区民に説明してきたことと矛盾し、正体不明の廃園方針に基づいている審議決定から発する改正条例案を区議会で議決するべきではありません。

改正条例の立案請求における改正理由が鹿本幼稚園の廃園であるというのなら、教育委員会が廃園方針を決定していない状況では、その改正理由は不適切であり、立案請求の議決にも問題があることとなります。その点からも、区議会は改正条例案を議決するべきではありません。

つきましては、下記のとおり陳情します。

## 記

平成25年2月19日付で区長から提出された、第33号議案「江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例」案について、江戸川区議会が議決しないこと。